

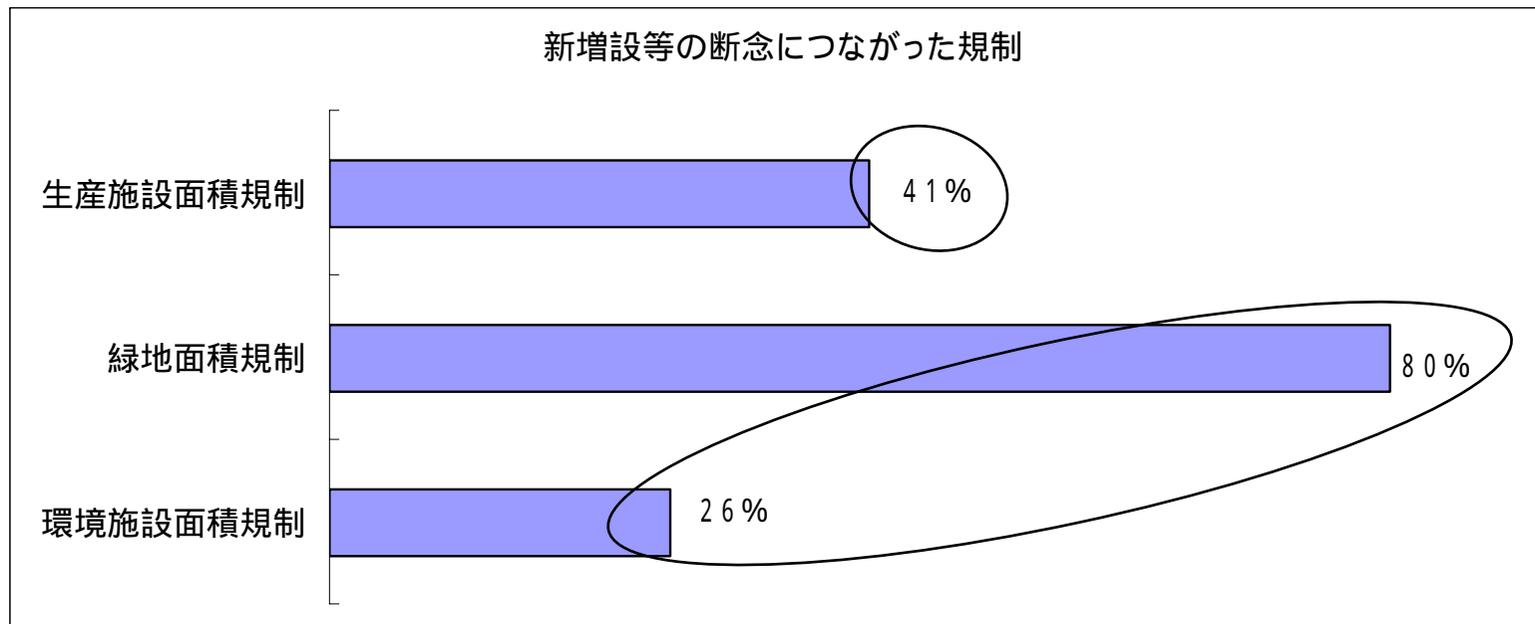
工場立地法に関する地方自治体及び事業者アンケート調査結果概要

- (注) 1. 自治体調査については、47都道府県、15政令指定都市、1,801の市町村を対象に実施。回収数は、都道府県44、政令指定都市8、市町村1,010。調査方法は、郵送によるアンケート票回答方式。
2. 製造事業者調査については、従業者数(事業所ベース)80名以上の事業所5,332事業所を対象に実施。回収数は1,449。調査方法は自治体調査に同じ。
3. 実施時期は、自治体調査及び製造事業者調査とも平成19年1月。(注:調査時点では、新法の企業立地促進法の概要等は周知されていない。)
4. 調査は、(財)日本立地センターに委託して実施。

平成19年7月11日

1. 工場立地法の規制による影響 ~ 新增設等断念の原因に ~

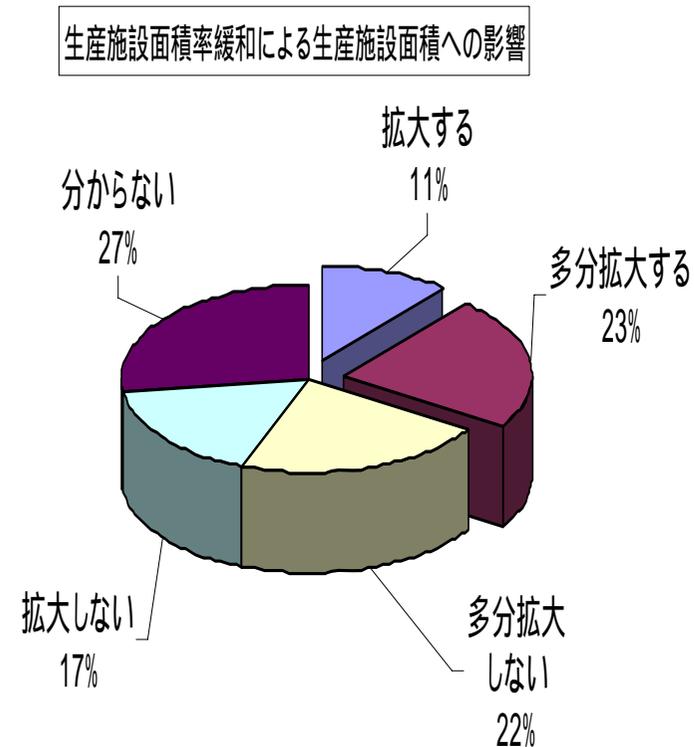
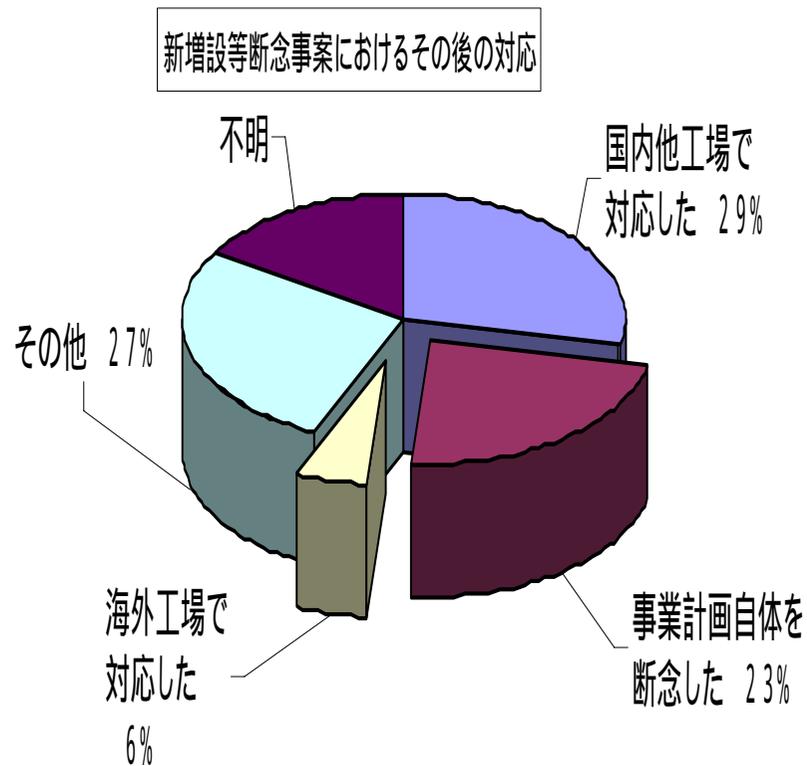
- (1) 回答した特定工場のうち16%の事業所が、工場立地法による生産施設面積、緑地面積及び環境施設面積の規制が大きな障害となり、新增設や建て替えを断念したことがあると回答。(回答総数1,251件)
- (2) 断念したことがあると回答した事業所のうち、全体の約4割の事業所が、生産施設面積の規制を原因として挙げている。
- (3) また、緑地面積規制が原因で新增設等を断念したと回答した事業所は8割、環境施設面積規制が原因と回答した事業所は3割弱であった。



2. 立地法規制が障害となって新增設等を断念した事業者におけるその後の対応

【事業者調査結果】

- (1) 工場立地法規制が障害となって工場新增設・建替えを断念した事業者におけるその後の対応としては、「国内の他工場に対応した」とする回答が最も多く29%であったが、「事業計画自体を断念した」とする回答が23%、「外国工場に対応した」とする回答も6%あった。
- (2) なお、「仮に、生産施設面積規制が撤廃された場合、生産施設面積を拡大するか」との問いに対しては、「拡大する」又は「多分拡大する」との回答が34%であった。

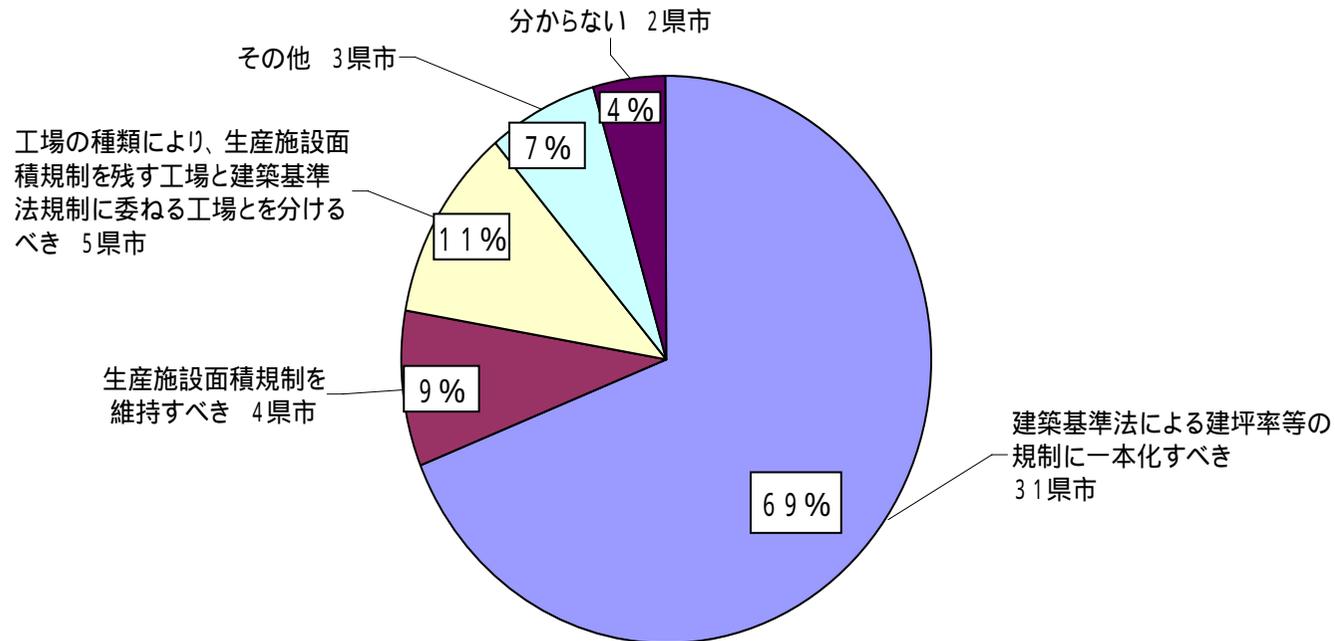


3. 生産施設面積規制の今後のあり方(規制実務者の意見)

【自治体調査結果】

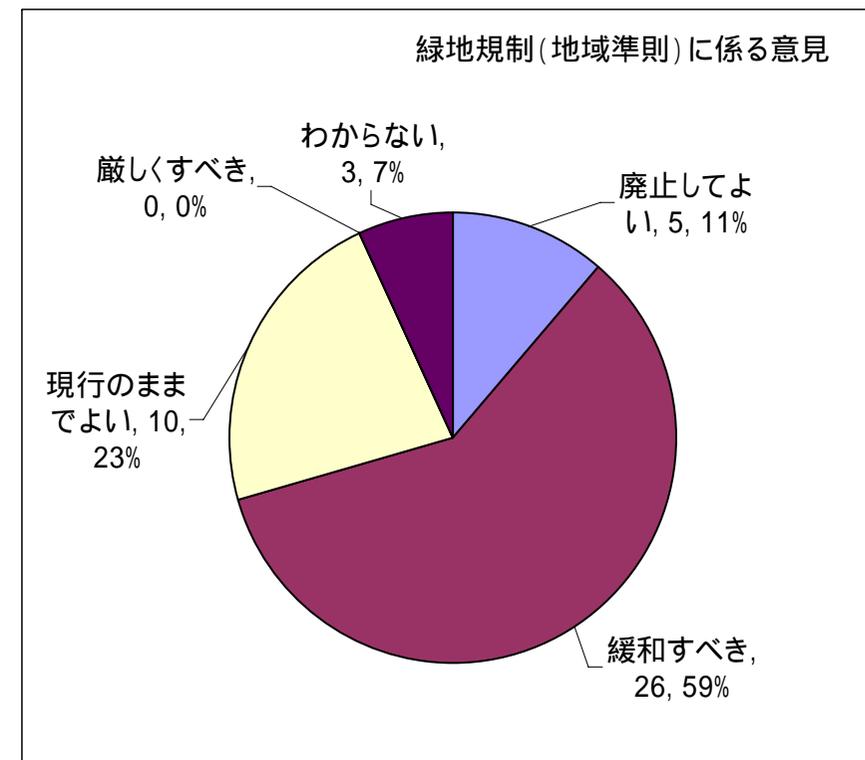
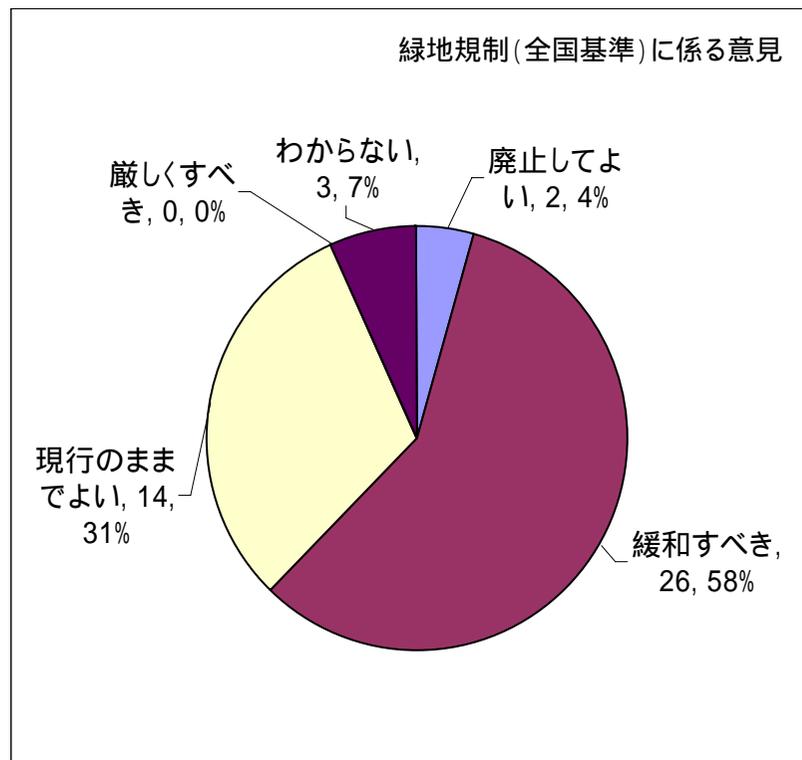
- (1) 生産施設面積規制に関し、工場立地法規制実務を行う都道府県政令市のうち31県市(69%)において、「工場敷地の扱いについては、基本的に建築基準法による建坪率等の規制に一本化する方向で検討すべき」と考えている。
- (2) 一方、4県市(9%)においては、「現在の生産施設面積規制を維持すべき」と考えている。

生産施設面積規制の今後のあり方(規制実務者意見)



4. 緑地面積規制の今後のあり方(規制実務者の意見) 【自治体調査結果】

- (1) 緑地面積規制(全国基準:20%)に関し、工場立地法規制実務を行う都道府県政令市のうち、2県市(4%)は「廃止してよい」とし、26県市(58%)は「緩和すべき」としている。一方、14県市(31%)においては、「現行のままでよい」としている。
- (2) 同(地域準則:10~30%)に関し、5県市(11%)は「廃止してよい」とし、26県市(59%)は「緩和すべき」としている。一方、10県市(23%)においては、「現行のままでよい」としている。
- (3) なお、「厳しくすべき」との回答は、全国基準・地域準則ともに皆無であった。

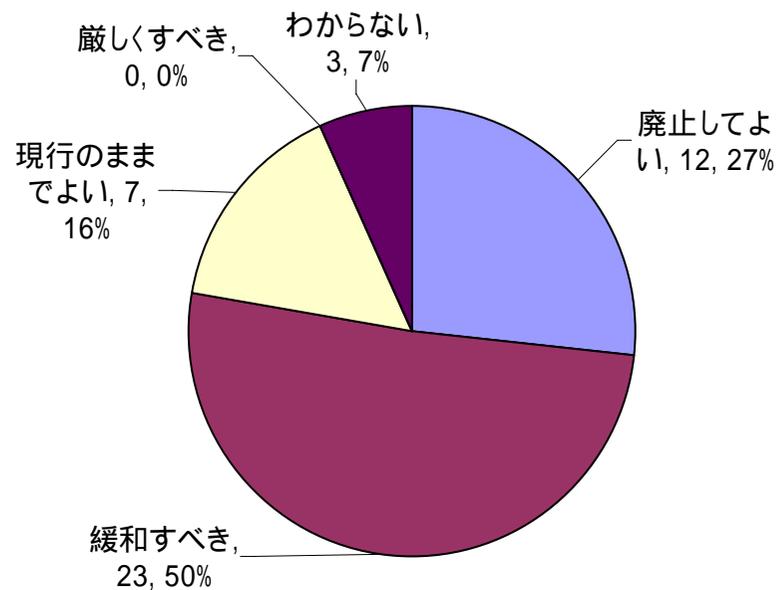


5. 緑地以外の環境施設面積規制の今後のあり方(規制実務者の意見)

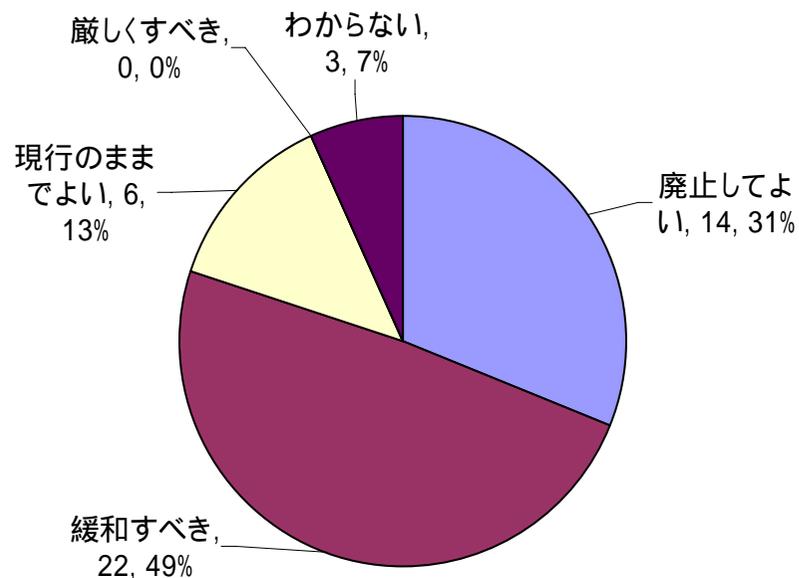
【自治体調査結果】

- (1) 緑地以外の環境施設面積規制(全国基準:5%)に関し、工場立地法規制実務を行う都道府県政令市のうち、12県市(27%)は「廃止して良い」とし、23県市(50%)は「緩和すべき」としている。一方、7県市(16%)においては、「現行のままでよい」としている。
- (2) 同(地域準則:5%)に関し、14県市(31%)は「廃止して良い」とし、22県市(49%)は「緩和すべき」としている。一方、6県市(13%)においては、「現行のままでよい」としている。
- (3) なお、「厳しくすべき」との回答は、全国基準・地域準則ともに皆無であった。

環境施設規制(全国基準)に係る意見

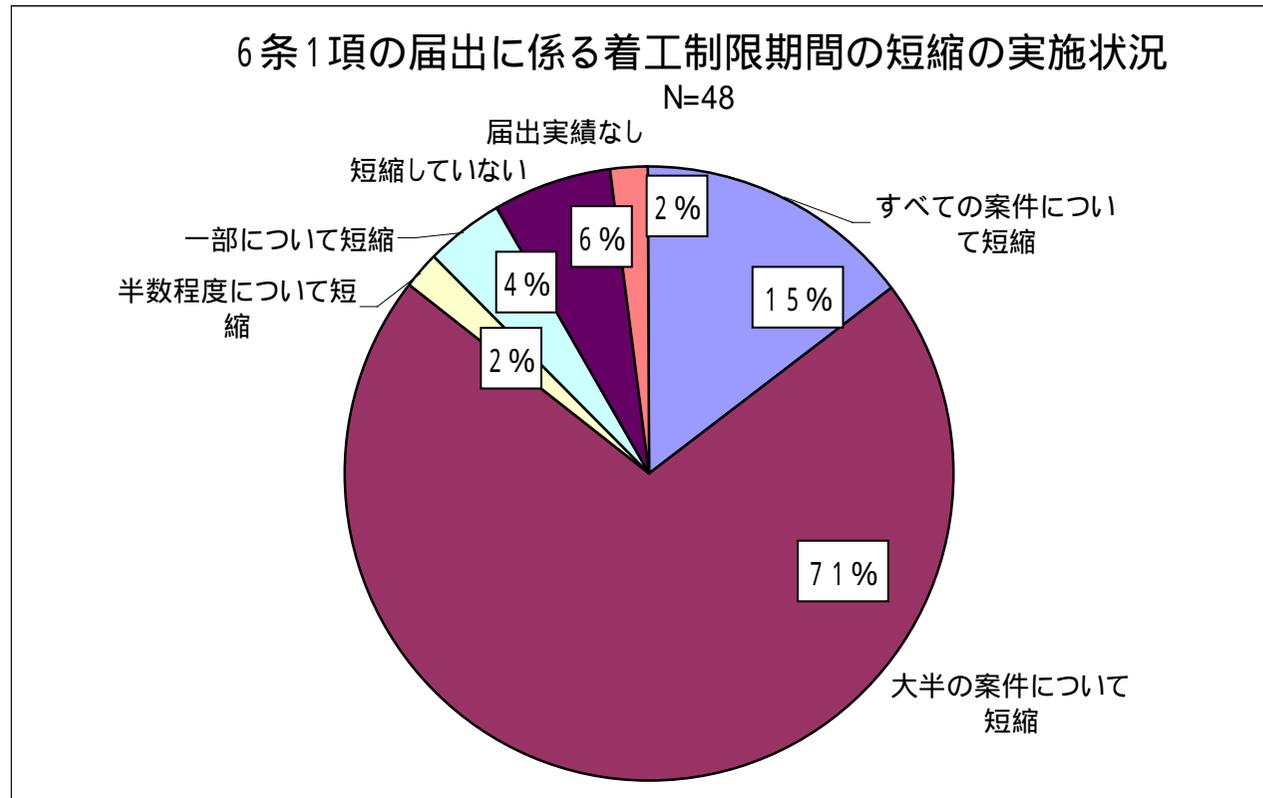


環境施設規制(地域準則)に係る意見



6. 法第6条第1項の届出(特定工場新設)に係る着工制限期間の短縮

- (1) 特定工場新設の届出に係る着工制限期間(法定90日間)については、ほとんどの都道府県・政令市が短縮措置を講じている。
- (2) 全体の86%の団体において、すべて又は大半の案件に対して期間短縮が実施されている。
- (3) 法第8条第1項の届出(変更)についても同様の回答状況となっている。



7. 着工制限期間の短縮が可能な事務処理期間についての認識

(1) 法第6条第1項の届出に対する着工制限期間を短縮している都道府県・政令市における短縮後の平均着工制限期間は29.1日であった。

(2) また、どの程度まで着工制限期間を短縮できると考えるかとの設問に対し、全体の約85%の団体が30日程度又は30日未満と回答。

(1) 着工制限期間短縮後の平均制限日数

(単位:日)

	すべてに対して短縮	大方のもの短縮	半数程度短縮	一部を短縮	全平均
都道府県	28.2	26.1	60.0	45.0	28.2
政令指定都市	30.0	40.0	0.0	0.0	36.0
全平均					29.1

(2) 法6条1項の新設届出に係る着工制限期間の短縮

工場立地法第6条第1項の届出	都道府県	政令指定都市	合計	割合(%)
制限期間の上限として90日が維持されないと事務の処置に困難が生じる	0	0	0	0.0
制限期間の上限は60日程度でも事務の処理は可能である	5	1	6	12.2
制限期間の上限は30日程度でも事務の処理は可能である	27	5	32	65.3
制限期間の上限は15日程度でも事務の処理は可能である	7	1	8	16.3
実施制限期間を廃止して、事後届出制としても対応は可能である	2	0	2	4.1
その他	0	0	0	0.0
わからない	0	1	1	2.0
合計	41	8	49	100.0

85.7%

9. 工場立地法に関して自治体から寄せられた意見等〔自治体調査結果〕

(1) 生産施設面積率規制に関するもの

- ・生産施設面積割合の緩和が必要と思われる。

(2) 緑地面積率規制に関するもの

- ・「飛び緑地」は、立地法の趣旨の範囲内で緑地確保促進が期待できるので認めるべきである。
- ・緑化問題に関しては、工場敷地に対する面積率だけではなく、緑を立体的に捉えることも含めてその地区全体としての緑量確保を考慮した規制を考えるべきである。
- ・工場立地法は、製造業等に対して緑化義務を設けているが、現在では技術の進展や環境配慮への取組みもあり、工場による環境負荷はかなり軽減されていると考えられるので、他の業種(例えば流通業等)と区分して工場のみで緑化義務を設けることは、バランスに欠けるところがあるのではないかと懸念されている。

(3) 工場立地法全般に関するもの

- ・工場の立地環境(周辺の状況など)にあった規制を可能とする法律にすべきと考える。
- ・工場の立地環境は、当該地域のもつ気候風土や地理的特性、歴史的背景等によって大きく異なるものであり、緑地などの面積比率を全国一律に定めることについてはその妥当性に疑問を感じている。市町村への大幅な権限移譲など地域の特性に応じた対応が可能となるように検討をお願いしたい。
- ・地方都市(市町村)は周辺に緑地が十分にあり、全国一律の法規制の適用により、既存工場の建替え等について不都合が発生している。よって、より地域の実情に合致したあり方がとれるような大胆な地方への権限移譲を望む。
- ・面積比率のみの基準ではなく、今後の「工場のあり方」を示す新たなもの(CSR的観点等)が必要ではないかと懸念されている。
- ・環境や緑化に係る規制については他の法律に委ねるべきと思う。
- ・地域については都市計画法、敷地内については建築基準法、環境についても環境法規制があり、十分に環境への規制はできていると思われ、CSRの意識も高まっており、工場立地法の役割は終えていると考える。そのような状況を踏まえ、早期に工場立地法の廃止を検討をお願いしたい。